

議案第 4 4 号

墨田区地域集会所の管理運営に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 6 月 1 0 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区地域集会所の管理運営に関する条例の一部を改正する条例

墨田区地域集会所の管理運営に関する条例（昭和 5 7 年墨田区条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 号中「第 2 条に定める」を「別表に掲げる」に改め、同条第 2 号中「第 1 5 条に定める」を「別表第 5 に掲げる有料施設のうち」に改め、同条第 3 号中「第 4 条に定める」を「別表に掲げる施設のうち」に、「施設」を「もの」に改め、同号アからウまでの規定中「以下」を「別表第 2 において」に改める。

第 2 条中「第 2 3 条まで」の次に「において」を加える。

第 1 6 条第 3 項第 2 号中「発揮」の次に「することが」を加える。

別表第 1 1 貸切りの場合の部外手集会所の項を削る。

付 則

この条例は、平成 2 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

（提案理由）

外手集会所の廃止に伴い、同集会所を管理運営の対象施設から削るほか、所要の規定整備をする必要がある。